

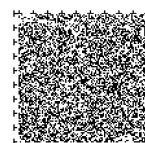
おおた障がい施策推進プラン

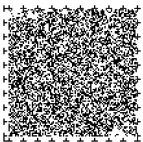
(大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画)

平成27年度～平成29年度

【概要版】

平成27年3月





目 次

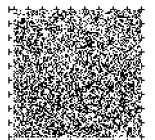
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	障がい者の現状	4
5	基本理念	6
6	基本的視点	7
7	基本目標	9
8	施策の体系	11
9	重点課題・重点事業	13
10	基本目標 1	15
11	基本目標 2	18
12	基本目標 3	23
13	障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて	25
14	障害福祉サービス等の総括表（見込量一覧）	27
15	地域生活支援事業の総括表（見込量一覧）	28
16	計画の推進体制	29
17	計画の進行管理について	30

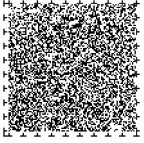
【「障がい者」の定義】

本計画における障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病、発達障がい、高次能機能障がい等のある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とします。

【「障害」「障がい」の表記について】

本計画では、法令等に基づくものや固有名詞等は「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。





1 計画策定の趣旨

大田区では、基本計画である「おおた未来プラン10年」をはじめとして、「大田区地域保健福祉計画」、「大田区障害者計画」、「第3期大田区障害福祉計画」など、各個別計画において、障がいのある人が「自分らしく」「安心して」暮らせるまちの実現を目標として障がい者施策を推進してきました。

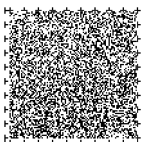
また、平成23年2月に、「(仮称)障がい者総合サポートセンター基本計画」を策定し、高度な専門性を有する相談支援や、訓練室を兼ね備えた居住支援、地域交流支援、就労支援機能を有し、障がいのある人の生活を総合的に支える拠点となる「障がい者総合サポートセンター」の平成27年3月の開設に向けた取組を重点的に進めてきました。

一方、国においては、平成18年12月に国際連合総会で採択された、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の締結に向けて、内閣総理大臣以下全ての国務大臣を構成員とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、国内法の整備をはじめとした障がい者制度の集中的な改革を行っていくことになりました。

障がい当事者や学識経験者等を交え、様々な議論が行われた結果、「障害者基本法」の改正や、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の制定、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定などが行われ、平成26年1月に「障害者権利条約」が締結されました。このことにより、我が国における、障がいのある人の権利の実現に向けた取組が一層強化されていくとともに、人権尊重についての国際協力が一層推進されていくこととなります。

こうした障がい者施策の大きな転換点にあつて、大田区においては、障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、ライフステージに応じた総合的な支援体制の整備をこれまで以上に進めていく必要があります。

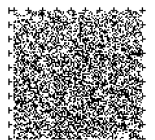
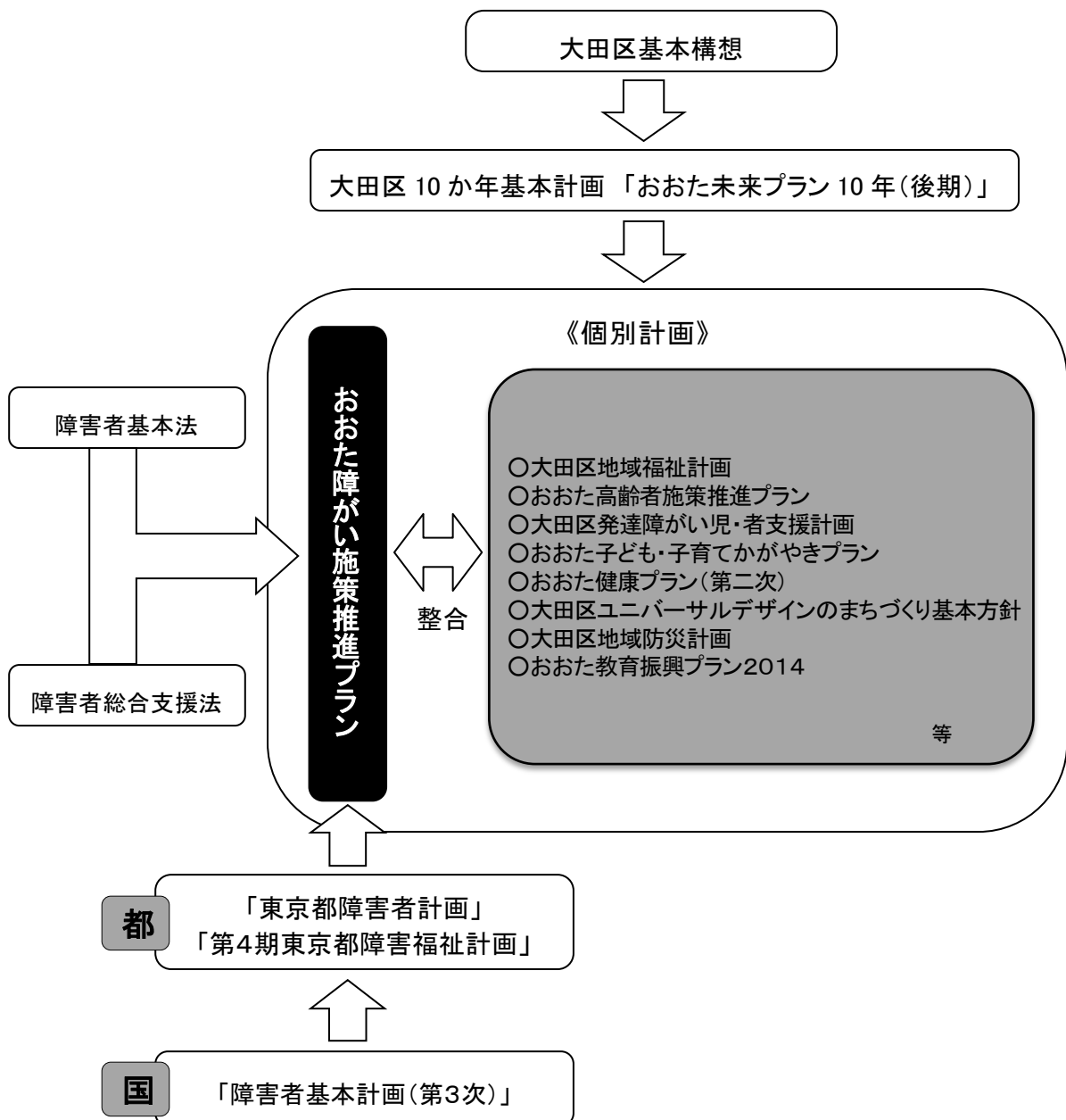
そのため、本計画においては、障害者基本法に基づく「大田区障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「第4期大田区障害福祉計画」を、「おおた障がい施策推進プラン」として、一体的に策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な展開に取り組んでいきます。



2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの計画を一体的に策定するものであり、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年（後期）」の障がい者分野に掲げられた施策を具体的に実施する個別計画としての位置付けです。

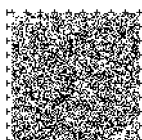
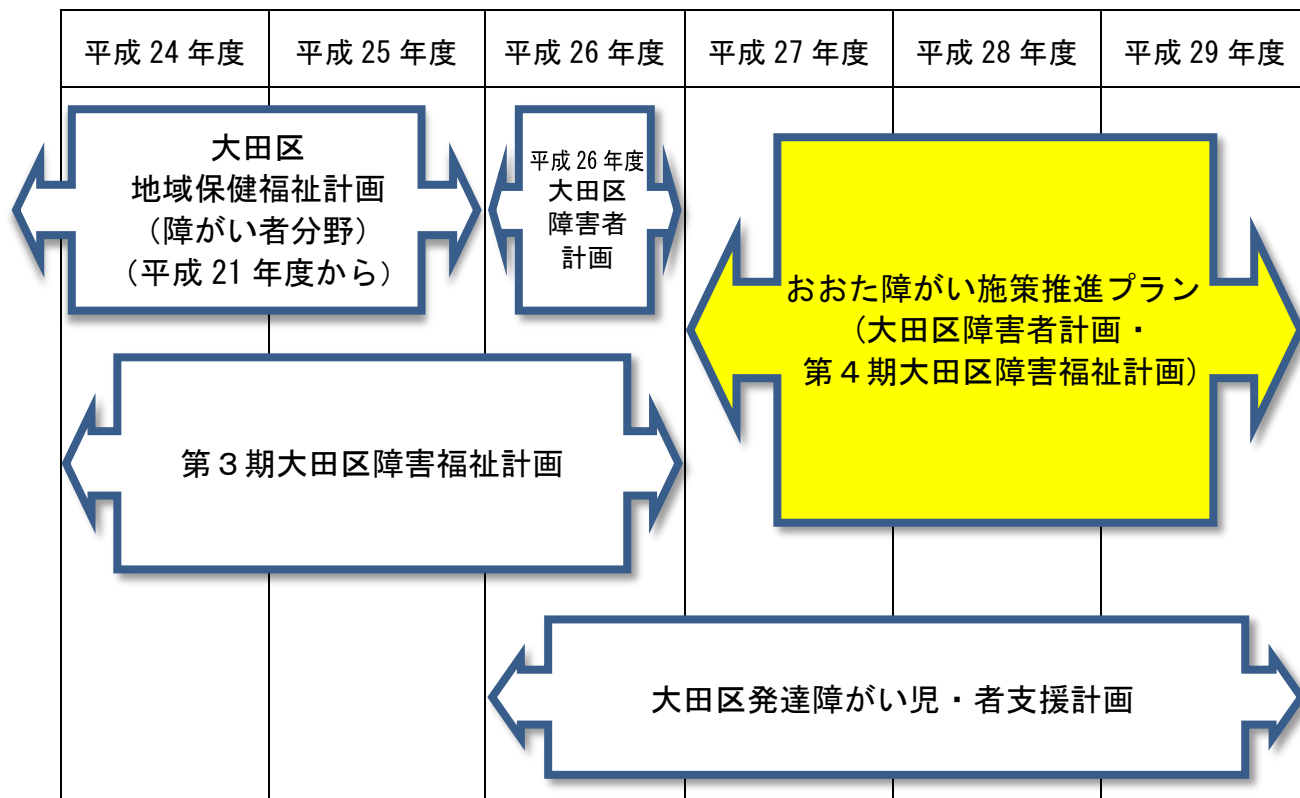
また、「大田区地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」など、区の保健・福祉に関する計画と整合性を持った計画とします。



3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とし、「大田区障害者計画」と「第4期大田区障害福祉計画」を一体的に策定します。

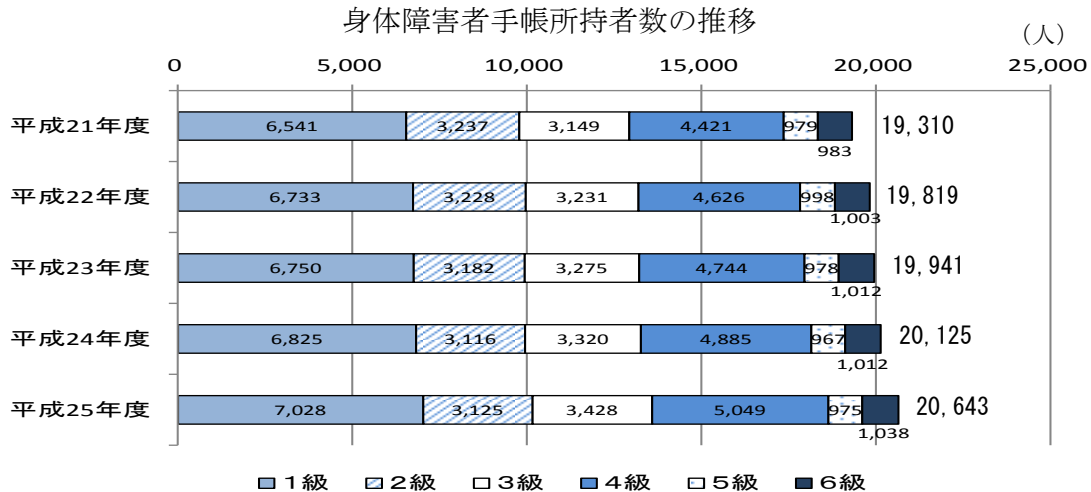
また、社会情勢や法律、制度の変化等により必要に応じて、見直しを行います。



4 障がい者の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数

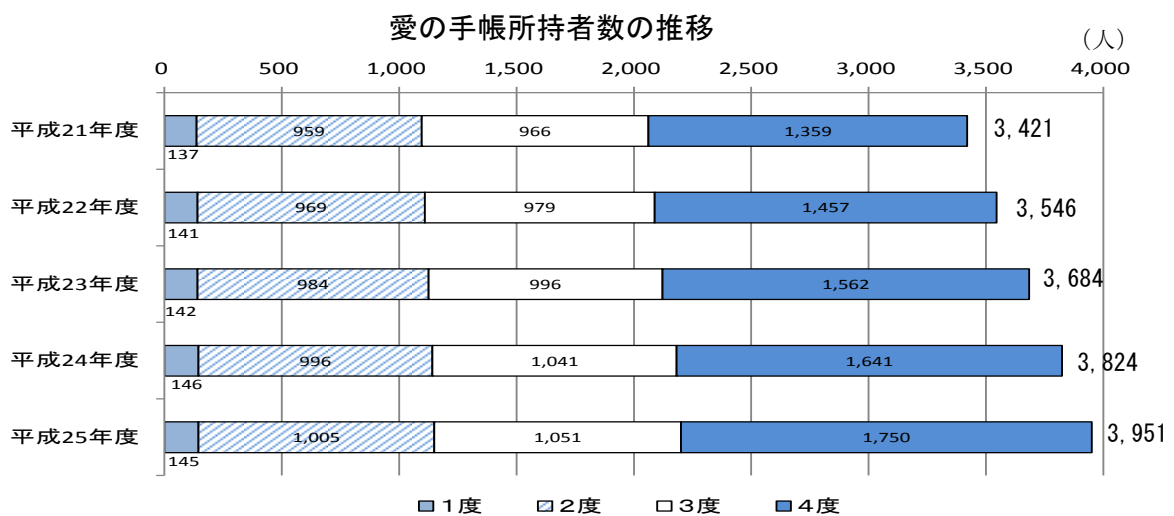
平成25年度の身体障害者手帳所持者数を障がいの程度別にみると、1級が最も多く次いで4級となっています。最近5年間の傾向として、4級が毎年100人を大きく超える増加を続けています。



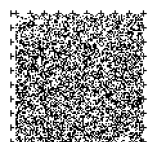
各年度3月31日現在

(2) 愛の手帳所持者数

最近5年間の傾向は、1～3度は微増、4度は毎年100人前後の増加となっています。

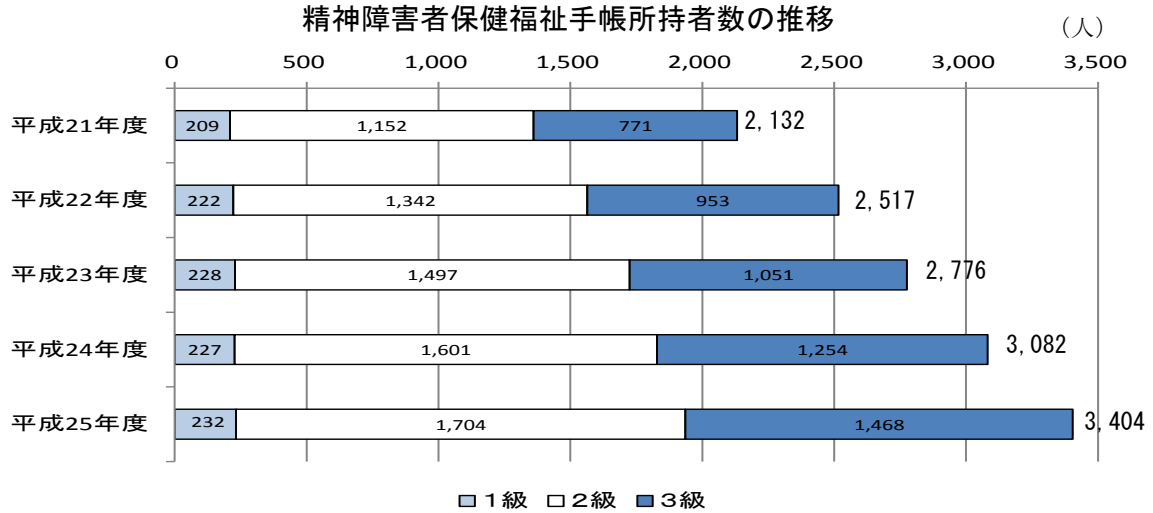


各年度3月31日現在



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

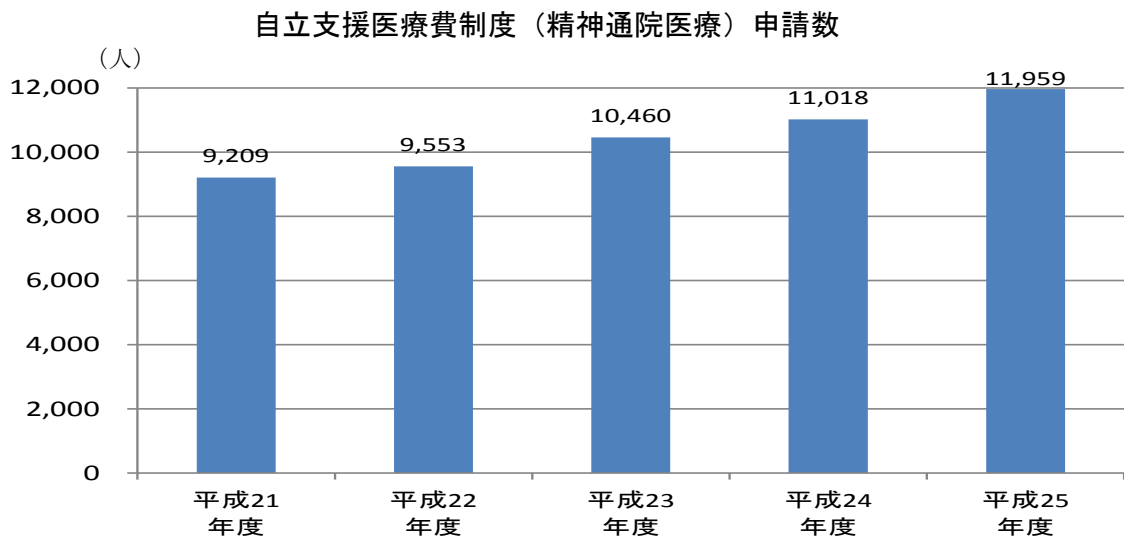
平成25年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数を障がいの程度別にみると、3級の増加が著しく、平成25年度は平成21年度の2倍近くとなっています。



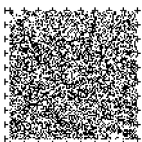
各年度3月31日現在

(4) 自立支援医療費制度（精神通院医療）申請数

自立支援医療費制度（精神通院医療）申請数は平成23年度に1万人を超え、その後も年数百人のペースで増加しています。



各年度3月31日現在



5 基本理念

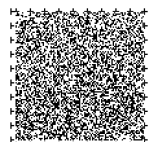
障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります

本計画では、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念とし、障がいのある人が選択可能な量と質が確保された様々なサービスを自らの希望により活用し、社会参加、就労しながら地域で自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指していきます。

そのためには、障がいを理由とする差別や虐待のない社会の中で、障がいのある人もない人もお互いに尊重しあい、それぞれが役割をもち、支え合いながら暮らせることが重要となります。

また、乳幼児期の発達支援、就学期の特別支援教育、成人期の就労支援、親なき後の暮らしの場など、ライフステージごとに必要とされる支援に対応した総合的な支援体制の整備を進めるとともに、ライフステージごとに適切なサービスが受けられるよう、相談支援を充実させることも重要となります。

そして、重度化・高齢化に加え、発達障がいや高次脳機能障がいなど、多様化する障がいに対応するため、福祉・保健・医療等の関係機関や事業者との連携を図り、就学・就労などライフステージごとの課題から、災害時における要配慮者支援など日々の生活における体制まで、生涯途切れることのない充実した支援を受けられるような仕組みを構築していきます。



6 基本的視点

前述の基本理念のもとに、次の5つの基本的視点に立って、障がい者施策を推進します。

- 1 自己決定の尊重及び意思決定の支援
- 2 当事者本位の総合的な支援
- 3 障がい特性等に配慮した支援
- 4 アクセシビリティの向上
- 5 総合的かつ計画的な取組の推進

■基本的視点1 自己決定の尊重及び意思決定の支援

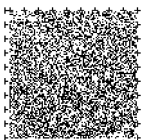
障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の策定及び実施にあたっては、本人や家族等の関係者の意見を尊重します。

また、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

■基本的視点2 当事者本位の総合的な支援

障がいのある人がそれぞれのライフステージにおいて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携を強化し、総合的かつ一貫した支援を行います。

また、支援にあたっては、障がいのある人が日常生活や社会生活で直面する困難に着目するとともに、障がい者の自立と社会参加の支援という視点を重視します。



■ 基本的視点 3 障がい特性等に配慮した支援

障がいのある人の性別、年齢、障がいの種類や状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、障がい者施策を実施します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等についての区民の理解を促進するため、広報・啓発活動等の施策の充実を図ります。

さらに、適切な役割分担の下、関係機関や事業者との連携を図り、地域の実情に即した支援を行います。

■ 基本的視点 4 アクセシビリティの向上

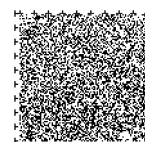
障がいのある人が、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

また、障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立や社会参加を妨げるものであり、その解消に向けた取組を積極的に推進します。

■ 基本的視点 5 総合的かつ計画的な取組の推進

障がいのある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な役割分担の下、緊密に連携し、障がい者施策を実施します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障がい者施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。



7 基本目標

前述の基本理念と基本的視点に基づき、次の3つの基本目標を設定します。

- 1 障がいのある人もない人もともに支え合うまちをつくります
- 2 障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくります
- 3 障がいのある人もない人も安全・安心に生活できるまちをつくります

■基本目標1 障がいのある人もない人もともに支え合うまちをつくります

障がいのある人もない人も、ともに理解し合い、支え合って生きることのできるまちをつくります。

そのために、障がいのある人やその家族が、日常の様々な悩みや不安について身近なところで気軽に相談できる体制を構築していきます。

また、障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の人権の尊重について意識啓発の充実を図るとともに、障がいのある人への虐待の防止等、権利擁護の推進に向けた施策を積極的に推進していきます。

加えて、障がいのある人の社会参加に向けた取組を行い、地域での交流の輪を広げていきます。

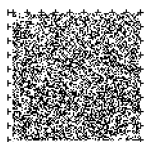
■基本目標2 障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくります

障がいのある人もない人も、自らの選択と参画によって、自分らしく暮らせるまちをつくります。

そのために、障がいの重度化・多様化に伴うニーズに対応したサービスを質・量ともに確保するとともに、暮らしの場の確保や地域生活移行支援の充実に向けて取り組んでいきます。

また、障がいのある人の地域での暮らしを支えていくために、雇用・就労の促進、保健・医療の充実に取り組んでいきます。

加えて、発達支援、教育、保育の充実に向けてこれまで以上に取り組み、障がい児支援体制の充実を図っていきます。

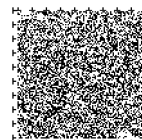


■基本目標3 障がいのある人もない人も安全・安心に生活できるまちをつくります

障がいのある人もない人も、地域社会において、安全・安心に生活することができるまちをつくります。

そのために、福祉避難所や災害時における要配慮者支援の推進をはじめとした災害時支援体制の整備や防犯対策の充実等に取り組むことで、安全・安心体制の確保を目指していきます。

また、誰もが地域で快適に暮らしていくために、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進していきます。



8 施策の体系

基本目標

主要課題

施策の方向性

基本目標 1

障がいのある人もない人もともに支え合うまちをつくりまします

(1) 相談支援体制の構築

①相談支援の充実

②人材育成・人材の活用

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

①差別の解消

②障がい者の権利擁護の推進

(3) 社会参加の促進

①地域との交流の充実

②学習・文化・スポーツ等の促進

基本目標 2

障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくりまします

(1) 暮らしを支えるサービスの充実

①日中活動支援の充実

②居宅生活支援の充実

③暮らしの場の確保

④地域生活移行支援の充実

(2) 雇用・就労の促進

①就労支援の充実

(3) 保健・医療の充実

①精神障がい者への支援の充実

②難病患者への支援の充実

(4) 障がい児支援の充実

①発達支援・教育の充実

②保育の充実

基本目標 3

障がいのある人もない人も安全・安心して生活できるまちをつくりまします

(1) 安全・安心体制の確保

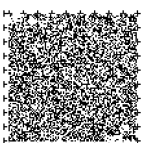
①災害時相互支援体制の整備

②防犯対策の充実

③消費者トラブルの防止・救済

(2) 福祉のまちづくり

①ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり



計 画 事 業

1. 障がい者総合サポートセンターの運営・充実 2. 自立支援協議会の活性化 3. ピアカウンセリングの実施支援

4. ケアマネジメント能力の向上 5. 身体障害者・知的障害者相談員の活動推進事業

6. 合理的配慮の推進 7. 啓発活動の推進

8. 障がい者虐待の防止 9. 成年後見制度利用支援の充実

10. 大田区しょうがい者の日のつどい・障害者福祉協調月間の実施 11. 障がい者総合サポートセンター交流事業の実施
12. 福祉施設まつりの実施

13. 余暇活動機会の充実 14. 障がい者スポーツ教室

15. 施設（日中活動事業）の整備・充実 16. 指定管理事業のモニタリング実施 17. 地域活動支援センターの運営支援
18. 高次脳機能障がい児・者への支援の充実 19. 福祉サービス第三者評価の受審

20. 福祉サービス事業者への介護技術支援・介護人材育成・介護定着支援 21. 手話通訳者・点訳者の育成
22. 短期入所事業の充実 23. 緊急一時保護の充実

24. グループホーム等の暮らしの場の整備 25. 自立生活訓練施設の運営支援 26. 地域生活支援拠点等の整備

26. 地域生活支援拠点等の整備 27. 地域生活移行支援コーディネート体制の整備

28. 就労支援ネットワークの構築 29. 多様な障がいに応じた就労支援事業の推進 30. 就労定着支援事業の推進

31. 精神障がい者への支援の充実

32. 庁内ネットワークの構築 33. 難病講演会の実施

34. 発達支援の推進 35. 就学相談 36. 心身障がい児の放課後活動への支援 37. 特別支援学校との連携
38. 特別支援教育に関する教員の資質の向上 39. 特別支援学級等の充実

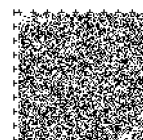
40. 統合保育の充実 41. 学童保育室での要支援児の受け入れ

42. 災害時における要配慮者支援の推進 43. 災害時支援ボランティアの確保 44. 災害時相互支援意識の普及啓発
45. 福祉避難所の体制整備

46. 啓発活動の推進

47. 消費者トラブル防止体制の推進

48. 地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動



9 重点課題・重点事業

基本理念に基づき、次の3項目を重点課題・事業として位置づけ、推進を図ります。

(1) 相談支援体制の構築

障がいのある人が自己決定により、自分に合ったサービスを受けるためには、障がいのある人の増加や様々な障がいに対応できる総合的な相談支援体制を構築することが求められています。

こうしたことから、障がい者総合サポートセンターを中心として、関係機関がその役割を分担しつつ緊密に連携していきます。

また、障がいのある人がサービスを利用する際には、計画相談支援の果たす役割が重要です。制度のさらなる周知を行い、利用の促進を図っていきます。

今後増加が見込まれるサービス利用者に対応できるよう、相談支援事業者や人材の確保・育成、質の向上等に取り組み、相談支援事業の充実を図ります。

重点事業

☆障がい者総合サポートセンターの運営・充実

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者権利条約の締結、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の制定等、障がいのある人の人権を擁護するための法律の整備が進み、障がいの有無にかかわらず、全ての人の基本的人権が尊重される社会の実現が強く求められています。障がいのあることを理由とする差別の解消に向けて、関連する法律や制度の周知等に積極的に取り組んでいくことが重要です。

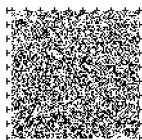
特に、障がいのある人が、日常生活や社会生活を送る上で障がいとなるものを取り除くという「合理的配慮」の重要性について、区民や事業者、行政、関係機関に認識と理解を広めていくことが必要です。

さらに、障がいのある人への虐待については、虐待防止に関する知識の普及を図るとともに、関係機関によるネットワークを強化し、その予防や早期発見、支援、加害者への対応まで含めて、総合的な支援体制を構築していきます。

重点事業

☆合理的配慮の推進

☆障がい者差別解消のための啓発活動の推進



(3) 暮らしを支えるサービスの充実

障がいのある人が、障がいの種類や程度に応じて、必要なサービスを受けながら地域で自分らしく暮らすことのできる社会の実現が求められています。特に、乳幼児から高齢期まで全ての年代において、ライフステージの変化に応じて、障がいのある人への切れ目の無い支援を行うための仕組みを構築していくことが重要です。

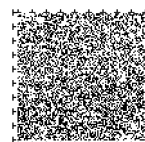
こうしたことから、各種サービス提供体制の充実を図るとともに、関係する支援者の知識と技術の向上を図ります。

また、障がいのある人が地域の中で、自立し、安心して生活できるよう、グループホームの整備を推進する等、暮らしの場の確保に取り組むほか、特別支援学校の卒業生等の受け入れ先となる通所施設（特に生活介護）、既存の障がい者施設の建て替え等による定員増及び多機能化への検討を行います。

さらに、高齢化、親なき後を見据えて地域での暮らしの安心感を確保し、親元からの自立を希望する人に対する支援を充実させるため、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ、地域生活支援拠点等の整備を図っていきます。

重点事業

☆地域生活支援拠点等の整備



10 基本目標1

障がいのある人もない人もともに支え合うまちをつくります

主要課題（1）

相談支援体制の構築

施策の方向性① 相談支援の充実

事業	1	障がい者総合サポートセンターの運営・充実	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障がい者総合サポートセンターにおいて、障がい者（児）自らが生涯にわたって望む生活を支援し、総合的にサポートする事業を推進していく。		

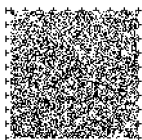
事業	2	自立支援協議会の活性化	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障がい者(児)が、自らが望む生活を送るための支援をするため、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行い、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む。		

事業	3	ピアカウンセリングの実施支援	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		ピアカウンセリングによる相談や情報提供など、障がい者に対する支援を行う。		

施策の方向性② 人材育成・人材活用

事業	4	ケアマネジメント能力の向上	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障害福祉サービス従事者のケアマネジメント能力の向上を図る。		

事業	5	身体障害者・知的障害者相談員の活動推進事業	区分	継続*
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動を支援し、地域の相談体制の充実を図る。		



主要課題（２）

差別の解消及び権利擁護の推進

施策の方向性① 差別の解消

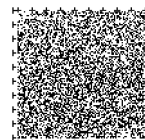
事業	6	合理的配慮の推進	区分	継続*
			所管	障害福祉課
事業目標		障害者差別解消法の施行により区に求められる合理的配慮に基づく施策を国の指針等に基づき推進していく。		

事業	7	障がい者差別解消のための啓発活動の推進	区分	継続*
			所管	障害福祉課 福祉管理課
事業目標		講演会等を通じて、区民と区内事業者を対象に、障がい者差別解消に向けた理解・啓発を図っていく。		

施策の方向性② 障がい者の権利擁護の推進

事業	8	障がい者虐待の防止	区分	継続*
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障がい者の虐待防止、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護及び支援、養護者に対する支援を行い、障がい者の権利を擁護する。		

事業	9	成年後見制度利用支援の充実	区分	継続
			所管	高齢福祉課 障害福祉課
事業目標		大田区社会福祉協議会「成年後見センター」と連携し、成年後見制度の利用を促進することにより、高齢者や障がい者が地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう支援する。		



主要課題（3）

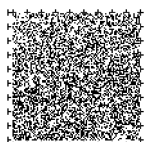
社会参加の促進

施策の方向性① 地域との交流の充実

事業	10	大田区しょうがい者の日のつどい・ 障害者福祉強調月間の実施	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		障がい者への理解を深めるための啓発活動を進める。		
事業	11	障がい者総合サポートセンター交流事業の実施	区分	新規
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		地域住民や近隣の関係機関と協働した交流事業を実施して、障がいのある人もない人も共に交流し障がいに対する理解を促進する。		
事業	12	福祉施設まつりの実施	区分	継続*
			所管	障害福祉課
事業目標		障がい福祉施設において園祭を開催し、地域との交流を図るとともに障がいについての相互理解を深める。		

施策の方向性② 学習・文化・スポーツ等の促進

事業	13	余暇活動機会の充実	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター 都市基盤管理課 矢口特別出張所
事業目標		成人を対象に充実した余暇活動や仲間とレクリエーションを楽しむ場を提供する。		
事業	14	障がい者スポーツ教室	区分	継続*
			所管	国際都市・多文化共生推進課
事業目標		障がい者を対象にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康の保持と増進を図る。		



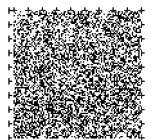
11 基本目標2

障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくります

主要課題（1） 暮らしを支えるサービスの充実

施策の方向性① 日中活動支援の充実

事業	15	施設（日中活動事業）の整備・充実	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		様々な障がい特性によるニーズに対応した施設サービスや、日中活動の場を提供するための施設整備を図る。		
事業	16	指定管理事業のモニタリング実施	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		指定管理者が運営する区立障がい者施設の管理・運営状況を、モニタリングを通じて検証し、適切なサービス提供を図るための指導・監督を行う。		
事業	17	地域活動支援センターの運営支援	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		夜間や休日等を含めた相談、情報の提供、障がい者同士や地域住民との交流の場の施設として充実が図られるよう運営を支援する。		
事業	18	高次脳機能障がい児・者への支援の充実	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター 新蒲田福祉センター 上池台障害者福祉会館
事業目標		高次脳機能障がいに対する理解を深めるための啓発を推進するとともに、障がいの特性に応じた支援を推進する。		
事業	19	福祉サービス第三者評価の受審	区分	継続
			所管	福祉部 こども家庭部
事業目標		サービス提供者の質の向上、利用者に対するサービス選択の一助とするため、区が行う福祉サービスについて第三者評価を受審するとともに、民間事業者等の受審を促進する。		



施策の方向性② 居宅生活支援の充実

事業	20	福祉サービス事業者への介護技術支援・介護人材育成・介護定着支援	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		<p>介護保険事業所で障害福祉サービスに参入していない事業所に対し、障がい特性に応じた介護についての研修会を実施することにより、障害福祉サービスへの参入を促進し、質の高い安定的なサービスの提供を図る。</p> <p>福祉サービス事業者に対し、介護人材育成・定着のための支援を実施し、職員が安心して就労できる環境づくりを推進し、質の高いサービスの安定的・継続的な提供を可能とする体制の構築を支援する。</p>		

事業	21	手話通訳者・点訳者の育成	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		<p>聴覚・視覚障がい者のコミュニケーション支援の充実のため、手話通訳者・点訳者の養成を図る。</p>		

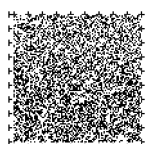
事業	22	短期入所事業の充実	区分	継続*
			所管	障害福祉課
事業目標		<p>事業者及び障がい者団体との連携によって短期入所事業の充実を図る。</p>		

事業	23	緊急一時保護事業の充実	区分	継続*
			所管	障害福祉課
事業目標		<p>保護者又は家族の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者を家庭・施設等で保護する。</p>		

施策の方向性③ 暮らしの場の確保

事業	24	グループホーム等の暮らし場の整備	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		<p>地域で自らが望む生活を送るための施設として、グループホーム等の整備を支援する。</p>		

事業	25	自立生活訓練施設の運営支援	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		<p>自立生活訓練を通じて、円滑な地域生活への移行のための場を整備する。</p>		



施策の方向性③・④ 暮らしの場の確保・地域生活移行支援の充実

事業	26	地域生活支援拠点等の整備【後掲】	区分	新規
			所管	障害福祉課
事業目標		障がい者の高齢化、「親なき後」を見据えて地域での暮らしの安心感、親元からの自立を希望する者に対する支援のため、地域生活支援拠点等を整備する。		

施策の方向性④ 地域生活移行支援の充実

事業	27	地域移行支援コーディネート体制の整備	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		地域活動支援センター I 型事業所に地域生活移行コーディネーターを配置し、精神障がいのある人が退院して地域生活を始める際の準備とその後の生活支援を行う。		

主要課題（2）

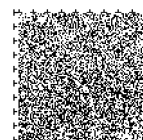
雇用・就労の促進

施策の方向性① 就労支援の充実

事業	28	就労支援ネットワークの充実	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障がい者の就労を促進するために、公共職業安定所、特別支援学校、就労支援事業等、労働、教育、福祉の関係機関で構成するネットワーク会議を開催し、各機関間の連携により障がい者の一層の就労促進を図る。		

事業	29	就労定着支援事業の推進	区分	継続*
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		区内外の就労支援事業所、生活支援事業所、特別支援学校、公共職業安定所等と連携して就労の定着を促進していく。		

事業	30	多様な障がいに応じた就労促進支援事業の推進	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者や難病患者等多様な障がいに応じた就労促進支援事業の充実を図り、ネットワークを活用して就労を促進する。		



主要課題（3）

保健・医療の充実

施策の方向性① 精神障がい者への支援の充実

事業	31	精神障がい者への支援の充実	区分	継続*
			所管	保健所
事業目標		<p>思春期から高齢期まで、様々なこころの問題について、専門医による精神保健福祉相談や保健師による相談を実施し、必要な人には治療の勧奨を行い、支援の充実に図ります。</p> <p>また、生活福祉課ケースワーカーや訪問看護ステーションNs・ケアマネジャー・ヘルパーなど必要に応じて、関係機関の他職種と同行訪問するなどのアウトリーチ支援の充実を目指します。</p>		

施策の方向性② 難病患者への支援の充実

事業	32	庁内ネットワークの構築	区分	新規
			所管	保健所
事業目標		<p>在宅療養生活の支援を充実するために、庁内におけるネットワークづくりを実施します。</p>		

事業	33	難病講演会の実施	区分	継続*
			所管	保健所
事業目標		<p>講演会を実施し、難病患者及びその家族の療養生活支援の充実を目指します。</p>		

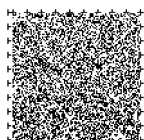
主要課題（4）

障がい児支援の充実

施策の方向性① 発達支援・教育の充実

事業	34	発達支援の推進	区分	継続
			所管	わかばの家
事業目標		<p>発達に遅れやその疑いのある就学前の乳幼児に、早期に発達支援を行い基本的な生活能力の育成と集団生活への適応能力を高めるとともに、家族への相談支援を行う。</p>		

事業	35	就学相談	区分	継続
			所管	教育センター
事業目標		<p>本人の将来を見据え、関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関等）との連携を緊密にし、障がいの種類や程度に応じて、一人ひとりの力をより伸ばす教育環境への就学や転学、通級の相談を行う。</p>		



事業	36	心身障がい児の放課後活動への支援	区分	継続
			所管	障害福祉課 子育て支援課
事業目標		放課後の生活を豊かにし、日常の関わりを通じて社会性を養うことを目的として、心身障がい児（小・中・高校生）の放課後活動施設の運営を支援する。 また、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所が、区内で安定した事業の継続が行えるよう支援する。		

事業	37	特別支援学校との連携	区分	継続
			所管	学務課 指導課 教育センター
事業目標		学校特別支援員の適正な配置を行うとともに、教育・福祉・医療・相談・就労等各関係機関が一体となって、一貫した支援体制の構築を目指す。		

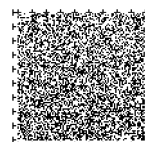
事業	38	特別支援教育に関する教員の資質の向上	区分	継続*
			所管	学務課 指導課
事業目標		東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画における特別支援教室の実施に向けて、特別支援学級担当教員の指導力向上を図るとともに、通常の学級における全ての教職員を対象に発達障がい児への指導・支援についての実践力を高める。		

事業	39	特別支援学級等の充実	区分	継続*
			所管	学務課
事業目標		知的障がい、発達障がい等の特別な支援が必要な児童・生徒に対して、個に応じた指導の充実を図り、能力を伸ばさせることのできる特別支援教育を推進する。		

施策の方向性② 保育の充実

事業	40	統合保育の充実	区分	継続*
			所管	保育サービス課
事業目標		児童の望ましい発達を促すため、医師及び心理士による統合保育巡回相談を実施し、保育園及び保護者の支援の充実を図る。		

事業	41	学童保育室での要支援児の受け入れ	区分	継続*
			所管	子育て支援課
事業目標		学童保育を必要とする要支援児童の受け入れを進め、障がい児支援の充実を図る。		



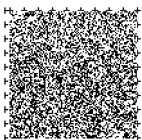
12 基本目標3

障がいのある人もない人も安全・安心に生活できるまちをつくります

主要課題（1） 安全・安心体制の確保

施策の方向性① 災害時相互支援体制の整備

事業	42	災害時における要配慮者支援の推進	区分	継続
			所管	地域力推進部 福祉部 保健所 こども家庭部
事業目標		災害時における要配慮者支援の方法や関係機関との連携方法などの普及に努め、支援組織の拡充を図ります。		
事業	43	災害時支援ボランティアの確保	区分	継続*
			所管	防災課 障害福祉課
事業目標		災害時要援護者名簿を活用した支援を充実させるため、福祉関係者や地域ボランティアによる人材確保を進めるなど体制整備を図ります。		
事業	44	災害時相互支援意識の普及啓発	区分	継続*
			所管	防災課 障害福祉課
事業目標		災害時に相互支援による助け合いができるよう、講習会や防災講話などの機会を通じて、災害時の相互支援意識の普及啓発に努めます。		
事業	45	福祉避難所の体制整備	区分	継続
			所管	防災課 障害福祉課
事業目標		災害時、自宅や避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所について体制を整備する。		



施策の方向性② 防犯対策の充実

事業	46	啓発活動の推進	区分	新規
			所管	防災課
事業目標		振り込め詐欺等の傾向や具体的な手口及びその防止策などについて啓発活動を行い、被害に遭わないようにしていきます。		

施策の方向性③ 消費者トラブルの防止・救済

事業	47	消費者トラブル防止体制の推進	区分	新規
			所管	消費者生活センター
事業目標		地域の関係機関と連携し、情報共有を図り、消費者トラブルの未然・拡大防止に努めます。		

主要課題（2）

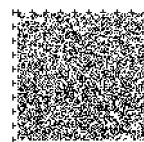
福祉のまちづくり

施策の方向性① ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

事業	48	地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動	区分	継続*
			所管	福祉管理課
事業目標		UD パートナーによる道路、公園、建物などの点検活動を通じて、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。		

※ 区分・・・新規事業であるか継続事業であるかを記載しています。「*」のついている継続事業は、この計画において新規の計画事業と位置付け、進捗状況等の把握を通して、より一層の充実を図ります。

※ 所管・・・この計画事業を中心となって推進していく担当部局を記載しています。



13 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

(1) 地域移行に向けた支援の充実

障がいの有無にかかわらず、全ての人が自分らしく生活する権利を持っています。そのため、障がいのある人が誰とどのように生活していくのかを自らの選択によって決めることができ、それぞれの障がい特性に応じたサービスが受けられるような仕組みづくりに取り組んでいくことが重要になります。

このことから、障がいのある人が地域で安心して暮らすことできるよう、今後も入所施設や関係機関との連携を強化し、民間事業者等の活用によるグループホームの整備を促進していきます。

また、入院している精神障がいのある人のうち、退院可能な人については、地域で暮らしていけるよう支援していきます。病院などの関係機関と連携を取り、必要なときに支援を受けることができる体制を整備していきます。

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針によると、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般在宅等に移行する者を見込み、平成29年度末における目標値を設定することとされています。

大田区においては、これまでの実績や現状を踏まえ、平成29年度末までに20人が地域生活に移行することを目標とし、障がい者が地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう支援していきます。

(2) 一般就労に向けた支援の充実

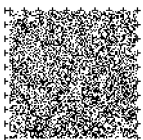
障がいのある人が自分らしく暮らしていくためには、社会的・経済的に自立して生活できることが大切です。

このことから、今後も障がいのある人の就労に向けて、就労相談の充実や、労働、教育、福祉の関係機関との就労支援ネットワークを充実させていきます。

また、障がい者総合サポートセンターにおいて、就労支援事業を行い、発達障がいや高次脳機能障がいなどの多様なニーズに応じて適切な就労ができるよう支援していきます。

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針によると、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとされています。

大田区においては、平成24年度の就労移行者数である47人の2倍にあたる、94人を目標とし、障がいのある人の社会的・経済的自立に向けた支援を行っていきます。



(3) 地域生活支援拠点等の整備について

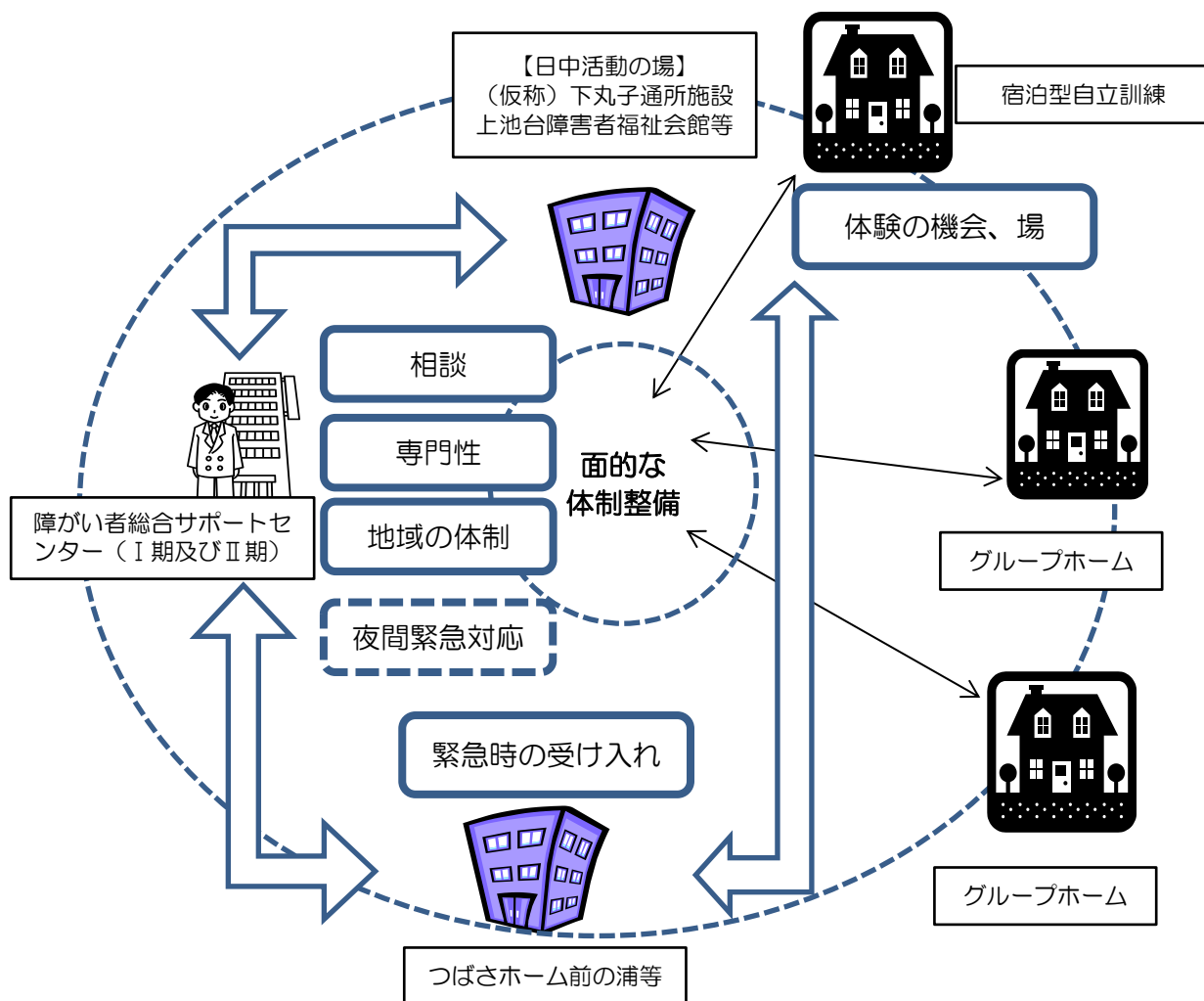
現在、障がいの重度化や高齢化が進む中であって、「親なき後」を見据えて、障がいのある人の地域での暮らしを支援する体制を整備し、安心感を確保していく必要があります。

こうしたことから、第4期障害福祉計画に係る国の基本指針においては、障がい者の地域における生活支援を推進するため、各市町村又は各圏域に少なくとも一つは、地域生活支援拠点等の整備をすることとされています。

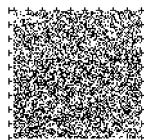
大田区では平成29年度末までに、障がい者総合サポートセンターを中心に、(仮称)下丸子通所施設、つばさホーム前の浦等の施設で機能を分担した「面的な体制」の整備を図っていきます。

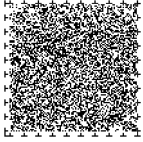
そして、平成30年度以降は、障がい者総合サポートセンターの機能拡充を図り、「多機能拠点型」の地域生活支援拠点の整備を目指していきます。

■大田区の地域生活支援拠点等のイメージ図



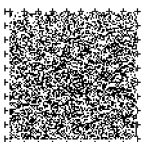
個々の機関が有機的な連携の下に支援を確保していきます。



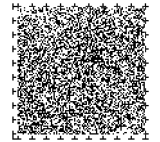


14 障害福祉サービス等の総括表(見込量一覧)

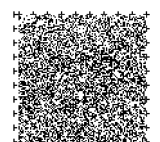
区分	サービスの種類	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	
1 訪問系 サービス	(1)居宅介護	時間/月	11,579	11,926	12,284	12,652	
		人/月	537	554	574	594	
	(2)重度訪問介護	時間/月	15,075	15,527	16,304	17,119	
		人/月	40	40	42	44	
	(3)同行援護	時間/月	5,001	5,250	5,513	5,788	
		人/月	154	158	168	178	
	(4)行動援護	時間/月	132	135	168	201	
		人/月	4	4	5	6	
	(5)重度障害者等包括支援	単位/月	0	85,085	85,085	85,085	
		人/月	0	1	1	1	
2 日中活動系 サービス	(1)生活介護	人/月	943	966	981	996	
		(2)自立訓練	機能訓練	人/月	54	70	70
	生活訓練		人/月	34	44	44	44
	宿泊型自立訓練		人/月	17	18	18	23
	(3)就労移行支援	人/月	92	110	138	172	
	(4)就労継続支援	A型	人/月	23	23	23	23
		B型	人/月	888	954	988	1,058
	(5)療養介護	人/月	55	56	56	56	
	(6)短期入所	日/月	1,200	1,250	1,400	1,550	
		人/月	132	134	149	161	
3 居住系 サービス	(1)共同生活援助(グループホーム)	人/月	291	281	311	341	
	(2)施設入所支援	人/月	506	506	506	506	
4 相談支援	(1)計画相談支援	人/月	267	375	400	400	
	(2)地域相談支援	地域移行支援	人/月	6	4	8	16
		地域定着支援	人/月	4	3	6	10
5 児童福祉 サービス	(1)児童発達支援	児童発達支援	日/月	1,939	2,114	2,431	2,795
			人/月	273	302	416	540
		医療型児童発達支援	日/月	227	270	270	270
			人/月	25	30	30	30
	(2)放課後等デイサービス	日/月	2,186	4,540	5,040	5,540	
		人/月	306	648	748	848	
	(3)障害児相談支援	人/月	27	46	59	76	



15 地域生活支援事業の総括表(見込量一覽)



		単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	
1 必須事業	(1)理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施	実施	
	(2)自発的活動支援事業	—	実施	実施	実施	実施	
	(3) 相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	14	15	15	15
			件/月	5,393	6,662	6,945	7,243
		基幹相談支援センター	—	—	有	有	有
		基幹相談支援センター機能強化事業	—	—	実施	実施	実施
	(4)成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施	
	(5)成年後見制度法人後見支援事業	—	実施	実施	実施	実施	
	(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件/月	180	186	206	226
			人/月	180	186	206	226
		要約筆記者派遣事業	件/月	6	8	8	8
			人/月	8	10	10	10
	(7) 日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	70	76	81	86
		自立生活支援用具	件/年	104	115	120	125
		在宅療養支援用具	件/年	135	212	217	222
情報・意思疎通支援用具		件/年	141	153	158	163	
排泄管理支援用具		件/年	11,721	13,098	13,598	14,098	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		件/年	0	1	1	1	
(8)手話奉仕員養成研修事業	人/年	40	40	40	40		
(9)移動支援事業	時間/月	9,534	12,386	13,336	14,286		
	人/月	514	639	689	739		
(10)地域活動支援センター機能強化事業	箇所数	13	11	11	11		
	人/月	345	291	291	291		
2 その他事業	(1)訪問入浴サービス事業	回/年	2,105	2,127	2,190	2,234	
		人/年	57	64	68	72	
	(2) 更生訓練費等給付事業	更生訓練費給付事業	人/年	1	1	1	1
		施設入所者就職支度金給付事業	人/年	1	1	1	1
	(3) 社会参加促進事業	自動車改造費助成事業	件/年	9	9	9	9
		自動車運転免許取得費助成事業	件/年	4	8	8	8
	(4)日中一時支援事業	回/年	865	880	895	910	
		人/年	66	67	68	69	
	(5)生活サポート事業	時間/年	570	570	570	570	
人/年		879	879	879	879		

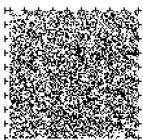
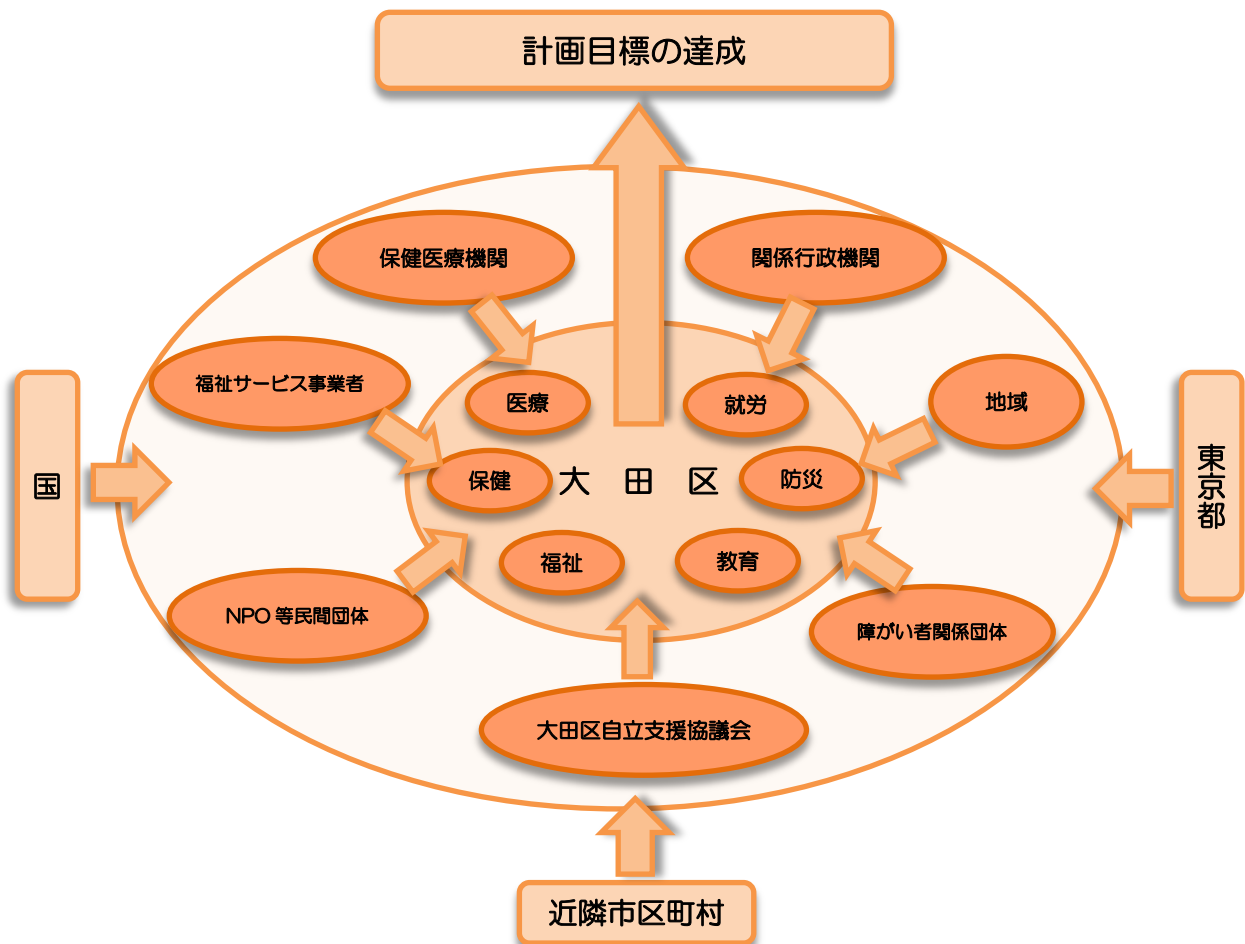


16 計画の推進体制

障がい者施策は福祉だけではなく、保健、医療、教育、防災等、広い分野にわたっており、効果的に施策を展開していくためには、全庁的な取組が必要となります。今後は、これまで以上に関係各課や諸機関との連携を強化し、施策を推進していきます。

また、障がい者団体、サービス事業者、大田区自立支援協議会等とも協力体制を築き、連携して施策を推進していきます。

■計画目標の達成に向けた取組のイメージ図



17 計画の進行管理について

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことが必要です。

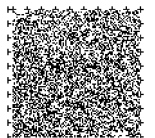
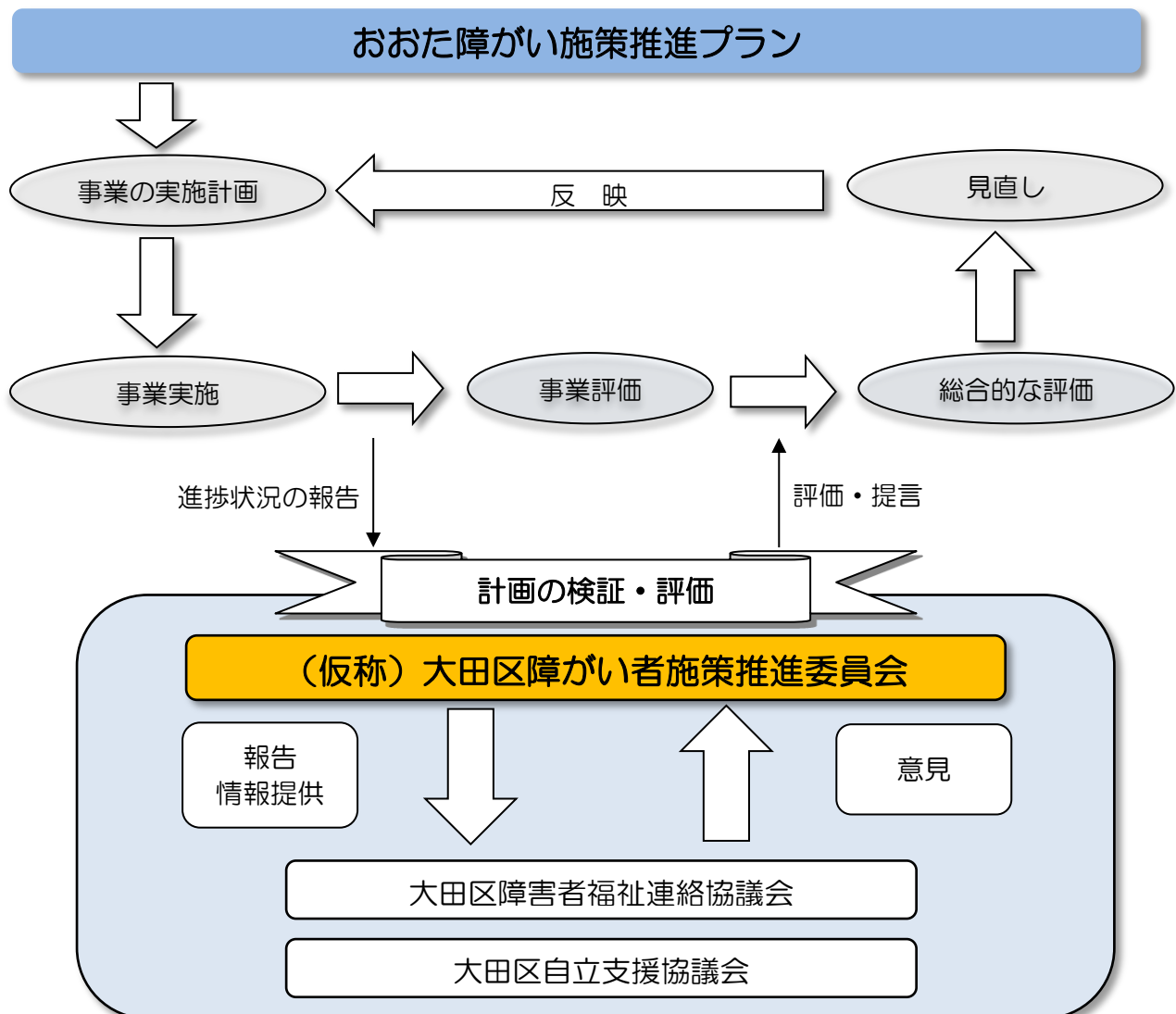
そのため、「（仮称）大田区障がい者施策推進委員会」を新たに設置し、事業の実績等、取組状況を報告していきます。

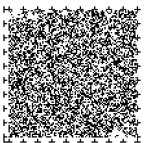
推進委員会においては、「大田区障害者福祉連絡協議会」及び「大田区自立支援協議会」での議論を踏まえた上で、意見を集約し、検証・評価を行います。

その評価を受け、庁内において、事業の見直しを含めて検討を行い、年度ごとに評価をまとめます。

まとめた評価については、推進委員会等に報告するとともに、区ホームページに公開します。

■進行管理のイメージ図





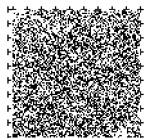
おおた障がい施策推進プラン
(大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画)

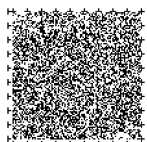
平成27年度～平成29年度

【概要版】

平成27年3月 発行

発行 **大田区福祉部障害福祉課**
〒144-8621
大田区蒲田五丁目13番14号
電話 03(5744)1700
FAX 03(5744)1592





この冊子は音声コード付きです。

左のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。

専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。